工事等における道路の使用についてのお願い

Ⅰ．土地区画整理事業による新設道路等を使用する場合

1. 建築資材等は道路上に置かないようにお願いします。
2. 当組合では、工事内容等の問い合わせへの対応は行いません。必要に応じ近隣への説明をお願いします。
3. 止むを得ず道路を使用する場合は、組合事務局（さいたま市土地区画整理協会）へ届け出をした上、次のとおり交通の安全等に注意をお願いします。
	1. 道路の使用範囲は必要最小限とし、交通の妨げとならぬように努めること。
	2. 必要に応じ迂回の案内、危険防止のための保安機材の設置、交通誘導員等の配置を行うこと。
4. 道路（砂利等含）が損傷した場合、現状復旧するようにお願いします。

Ⅱ．既に認定されている公道を使用する場合

　所轄警察署の指示に従って下さい。